

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等
に関する投資計画に係る実施状況報告及び中小企業等経営強化法施行規則第
16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告の
手引き

＜投資計画実施状況報告書＞

○中小企業経営強化税制の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法
第17条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法
施行規則第16条第3項に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載
された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等」について、経済産
業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画については、「中小企業等経
営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等（E 類型）に係る経
済産業大臣確認の取得に関する手引き」に記載のとおり、実施状況報告（投
資計画終了時まで）を行う必要があります。実施状況報告に際しては、以下
の手続きに従ってご報告ください。

- ・実施状況報告書（様式6、様式6別紙1、様式6別紙2）に必要事項を記
入いただき、必要書類（当該実施状況報告書の裏付けとなる資料等）を作
成し、確認書の発行を受けた経済産業局に郵送にてご提出ください。
※提出する部数は、確認申請時と異なり、1部です。

なお、実施状況報告書の受理にあたり、必要に応じて、経済産業局から
実施状況報告書の根拠資料の提出、ヒアリングの実施をお願いすること
もあります。

- ・初回の提出期限は、申請事業年度終了後4カ月以内です。以降、投資計画
終了時まで毎年報告が必要となります。期限までに提出できない場合等
は、直ちに、経済産業局にご連絡ください。

注：確認書の交付を受けた確認申請書（投資計画）に記載された全ての設
備について、税制措置を受けず（給与増加割合に関する目標を達成し
た報告書を提出した場合を除く）E 類型に関する記載を全て削除する
経営力向上計画の変更申請が認定された後は、実施状況報告書の提出
は不要です。提出先の経済産業局にその旨をご連絡ください。

○実施状況報告書作成に際しての注意事項

【様式6について】

- ① 「確認書番号」は発行済み確認書と一致させること。
- ② 「1. 導入した経営規模拡大設備等の内容」について、確認書発行時に記載した設備の内容を記載すること。金額項目は、報告者の経理処理〔消費税税込・税抜〕に合わせて記載すること。
- ③ 「2. 投資利益率の状況」について、別紙1に記載すること。投資による効果を算出するため、営業利益の増加額だけを抽出し、算出にあたっては、確認申請時の計画書を参考に合理的な数字を記載すること。
- ④ 「3. 税制措置の利用状況」について、確認書発行時に記載した設備等に対する税制措置の利用状況を記載すること。取得金額は税務申告時〔※1〕に記載した取得価格と一致しているか、各設備等について、特別償却〔※2〕か税額控除のどちらを活用したか判別が出来るよう記載すること。
※1 別表六、別表十六、特別償却の付表 等
※2 償却額を記載する場合は、普通償却＋特別償却の合計額のみとする。
- ⑤ 「4. 導入した経営規模拡大設備等に関係する部門等に属する従業員数」について、導入した設備等に関係する部門等に属する従業員の人数を記載すること。ただし、投資計画の策定単位が会社全体である場合は、会社全体の従業員の人数を記載すること。
- ⑥ 「5. 売上高100億円超を達成するまでのロードマップの実施状況」について、別紙2に記載すること。
- ⑦ 「6. 売上高の状況」について、「①前々事業年度の売上高」〔※1〕、「②前事業年度の売上高」〔※2〕及び「③売上高成長率」の実績値を記載すること。
※1 前々事業年度の売上高とは、報告を行う事業年度の前々事業年度の売上高。
※2 前事業年度の売上高とは、報告を行う事業年度の前事業年度の売上高。
- ⑧ 「7. 給与増加割合の実績」について、「①前々事業年度の雇用者給与等支給額」〔※1〕、「②前事業年度の雇用者給与等支給額」〔※2〕及び「③給与増加割合」を記載すること。
※1 前々事業年度の雇用者給与等支給額とは、報告を行う事業年度の前々事業年度の雇用者給与等支給額。

※2 前事業年度の雇用者給与等支給額とは、報告を行う事業年度の
前事業年度の雇用者給与等支給額。

【様式6別紙1について】

- ⑨ 計画値は確認申請時の数字と一致しているか。
- ⑩ 差額が発生している場合、「差額の要因」が十分に記載されているか。
必要に応じ、実績値に対する差額の要因が分かる説明資料を添付すること。

【様式6別紙2について】

- ⑪ 確認申請時に記載したロードマップ（様式1別紙2）の「売上高」、「雇用者給与等支給額」「設備番号」、「設備投資の内容」及び「設備投資以外の売上高増加のための取組」を目標の欄にそれぞれ記載すること。
- ⑫ 実施が終了している期間までについて、それぞれの項目について実績を記載すること。

○個別 Q&A

(Q－1)

確認書発行後、設備投資を取り止めた場合にどのような手続きが必要となるのか。

(A－1)

税制措置を受けなかった場合（給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した場合を除く）は、経営力向上計画を変更申請にて E 類型に関する記載を全て削除してください。また、E 類型の確認書を発行した経済産業局にその旨をご連絡ください。

以降、実施状況報告は必要ありません。

(Q－2)

当初の投資計画に対して、投資金額〔分母〕が増加又は減少した場合は、どのような記載をすれば良いのか。

(A－2)

様式6別紙1の差額の主要因欄に「××の為、投資金額が〇〇円増加又は減少」などと記載してください。なお、内容が不明瞭な場合は、経済産業局より追加資料を依頼することや、ヒアリングを行うことがあります。

(Q－3)

確認申請書に記載された設備等の取得等する年度が令和7年度であって、翌年度からの3年計画で投資利益率を算出した場合で、結果として令和8年度に初めて設備等の取得があり令和8年度に事業の用に供した場合、実施状況報告書はどのような記載をすれば良いのか。

(A－3)

実施状況報告書は、経営力向上計画を申請した事業年度の翌年度から毎年、報告が必須となります。報告対象の事業年度までに、設備等の取得が全く行われていなかった場合は、様式6の「1. 導入した経営規模拡大設備等の内容」、「3. 税制措置の利用状況」及び様式6別紙1は空欄、様式6別紙2「設備投資の内容（実施状況）」には設備等の導入がなかった旨を記載してください。

(Q－4)

決算期を変更した場合（①）、設備等の取得が複数年にまたがる場合（②）、会社合併した場合（被合併法人）（③）について、それぞれ実施

状況報告書の提出は、どのようにすれば良いのか。

(A-4)

①について、変更した事業年度終了後 4 ヶ月以内に、実施状況報告書をご提出ください。②について、実施状況報告書は申請事業年度終了時から 4 ヶ月以内にご提出ください（以降、投資計画終了年度の翌事業年度まで実施状況報告書の提出が必要となります）。③については、合併が行われた年度に、合併が行われた旨を明記した報告書をご提出ください。以後、実施状況報告書の提出は必要ありません。

(Q-5)

確認書を発行した法人が、名称変更等を行っている場合における注意点はありますか。

(A-5)

変更前後の履歴がわかる登記簿謄本などの写しをご提出ください。

(Q-6)

売上高の目標値を 3 年連続で達成できなかった場合、それ以降の報告は不要であるか。

(A-6)

売上高の目標値を 3 年連続で達成できなかった場合でも、100 億円を達成するまでの期間として設定した事業年度まで報告は必要です。なお、売上高の目標値を 3 年連続で達成できなかった場合は、新たに E 類型の税制措置を受けることができません。

＜供用事業年度の給与増加割合に関する報告書＞

○中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画に記載した供用事業年度の給与増加割合について、供用事業年度においては、報告を行う必要があります。報告に際しては、以下の手続きに従って報告を行ってください。

- ・中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書（様式 7）に必要事項を記入いただき、確認書の写しを添付の上、確認書の発行を受けた経済産業局に郵送にてご提出ください。

※提出する部数は、1 部です。

なお、提出後、必要に応じて、経済産業局から給与増加割合に関する報告書の根拠資料の提出、ヒアリングの実施をお願いすることもあります。

- ・提出期限は、供用事業年度の税務申告までです。経済産業局での確認作業のため、事業年度終了後 20 日以内に提出を原則とし、遅れる場合は経済産業局にご相談ください。

注：給与増加割合に関する目標を達成した報告を行った後は、経営力向上計画を変更申請し、E 類型に関する記載を削除することは出来ません。

○給与増加割合に関する報告書作成に際しての注意事項

【様式 7 について】

- ① 「1.確認申請書において記載した供用事業年度の給与増加割合の目標値及びその供用事業年度の給与増加割合の実績について、該当するものに○を記載」について、確認申請書にて供用事業年度の給与増加割合の目標値として定めた数値及び実績値の組み合わせで該当するものに○を記載すること。

- ② 「2.供用事業年度の給与増加割合」について、「① 比較雇用者給与等支給額」〔※ 1〕、「② 供用事業年度の雇用者給与等支給額」〔※ 2〕及び「③ 給与増加割合の実績値」〔※ 3〕を記載すること。

※ 1 比較雇用者給与等支給額とは、供用事業年度の前年度における雇用者給与等支給額をいう。

- ※2 供用事業年度とは、建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度をいう。
- ※3 給与増加割合＝(供用事業年度の雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額)／比較雇用者給与等支給額×100